

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	日比谷総合設備株式会社
【英訳名】	Hibiya Engineering, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中 北 英 孝
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【縦覧に供する場所】	日比谷総合設備株式会社 関西支店 (大阪市中央区博労町二丁目1番13号) 日比谷総合設備株式会社 東海支店 (名古屋市東区東桜一丁目1番10号) 日比谷総合設備株式会社 横浜支店 (横浜市西区みなとみらい四丁目7番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 中北英孝は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しております。

当社グループの財務報告に係る内部統制は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、固有の限界を有することから、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当社グループは、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、各業務プロセスにおける虚偽記載の発生リスクと、これを低減するための統制の対応関係を分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施しております。なお、整備及び運用状況の評価手続は、関連文書の閲覧、担当者への質問、業務の観察、及び内部統制の実施記録の検証等を通じて実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性並びにリスクの発生可能性を考慮して決定しており、このリスクアプローチに基づき評価範囲を合理的に決定しております。全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられる項目については、全ての事業拠点を対象として評価しております。その上で、当社及び連結子会社2社を対象として実施した全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの主な事業が建築設備業であるため、事業活動の規模を最も適切に表す指標として売上高（連結会社間取引消去後）が適切であると判断し、これを重要な事業拠点の選定指標として採用しました。これは、建築設備業の特性上、売上高が収益獲得活動に直結し、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目の規模を適切に示すためです。具体的には、全社的な内部統制の評価結果が良好であることを踏まえ、当社の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）が、前連結会計年度の連結売上高の概ね89%となっており、概ね3分の2程度を大幅に超えていることから、当社を「重要な事業拠点」として選定いたしました。なお、この選定の妥当性を確認するため、総資産、剰余金及び税引前利益等の指標によっても補完・検証的に検討しており、当該評価範囲が財務報告の信頼性に及ぼす影響の観点から合理的であることを確認しております。

選定した重要な事業拠点における業務プロセスについては、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」、「完成工事未収入金」及び「未成工事支出金」を収益獲得活動そのものに直接関連する重要な勘定科目であるため、評価対象として選定いたしました。その他の勘定科目については、財務報告への金額的及び質的影響並びにその可能性を勘案し、財務報告への信頼性に与える影響が軽微であると判断し評価対象とはしていません。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、

それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとし、「工事実行予算作成プロセス」「工事損失引当金プロセス」を個別に評価対象として追加しております。これらのプロセスは、特に建築設備業における重要な会計上の見積り（工事原価総額の見積りや損失発生可能性の評価等）に直接関わるものであり、財務報告に及ぼす影響が最終的に大きくなる可能性があるため、評価対象としております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。